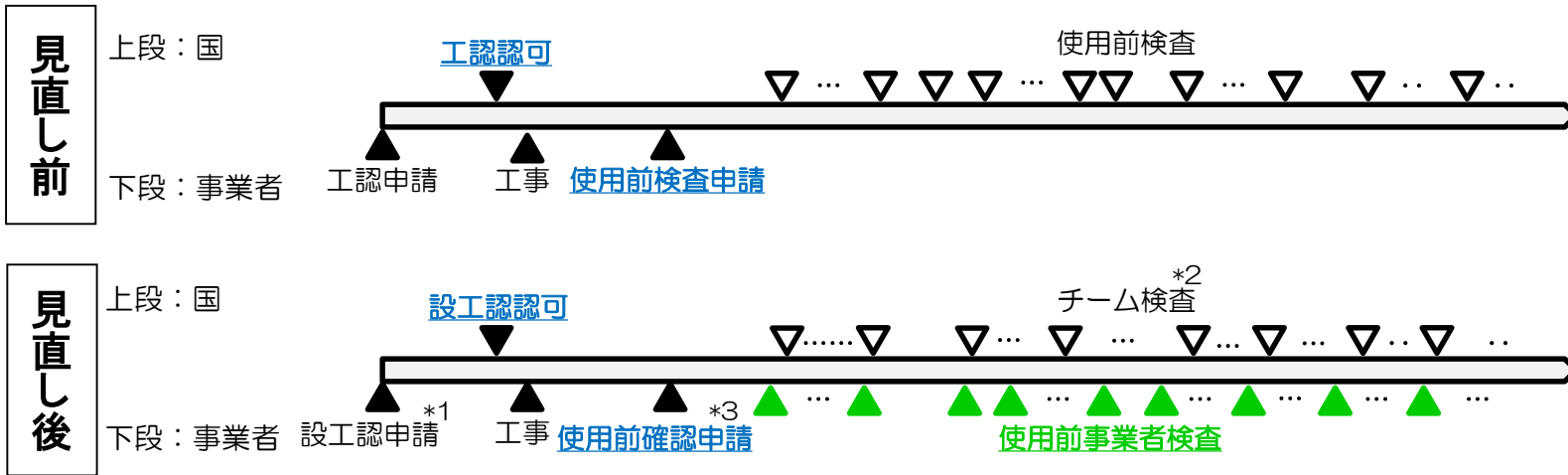


使用前事業者検査について

- それぞれの安全対策工事は、工事完了後に設計通りとなっているか検査で確認することが必要
- 2020年4月に「施設の基準への適合性維持およびその確認に関する原子力事業者等の責任明確化」を目的とした検査制度の見直しを原子力規制委員会が実施
- これにより、原子力規制委員会が主体となって実施していた「使用前検査」から、事業者（東京電力）が主体となって実施する「**使用前事業者検査**」に変更され、一定の頻度で原子力規制委員会から検査（チーム検査等）を受けることになった
- 基本的に、設工認認可後に使用前確認申請を行い、使用前事業者検査を実施

【検査制度の見直しによるプロセスの比較】



*1 設工認申請：設計及び工事の計画の認可申請。（従来は工事の計画の認可申請を実施しており、工認と呼称）

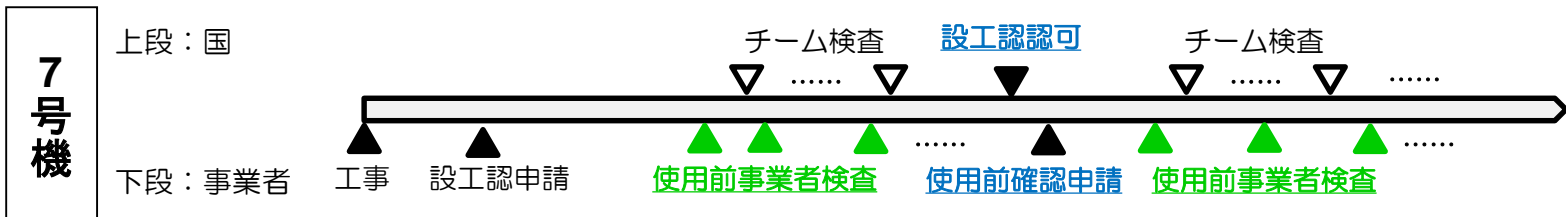
*2 チーム検査：一定の頻度で行われる、専門的な知識を持った国の検査官による検査

*3 使用前確認申請：設工認で申請した施設の使用開始にあたって、国による使用前確認を受けるための申請

設工認認可前に着手が認められている工事の検査の扱い（7号機の場合）

- 7号機で実施中の工事は、新規制基準に適合させるために設工認認可前の工事着手が認められており、現在、計画に沿って工事を進めているところ
- 設工認申請前に着手している工事の使用前事業者検査は、制度の円滑な移行のため、設工認認可前に実施できることが2019年12月25日の原子力規制委員会にて決定*4
 - ※ ただし、使用前事業者検査実施後、設工認申請の内容に変更があった場合、追加の検査の必要性を確認し、必要に応じて再検査を実施

【設工認認可前に使用前事業者検査を開始する場合のプロセス】



*4：原子力規制庁「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る法令類の規定の運用について（実用発電用原子炉施設関係）」

7号機の使用前事業者検査について

- 7号機で安全対策が完了した工事については、8月以降順次、使用前事業者検査を実施

【8月の検査予定】

①燃料プール冷却浄化系

一号検査 8月13日 ～ 8月14日

二号検査 8月18日

②低圧代替注水系（復水補給水系統）

一号検査 8月24日 ～ 8月28日

※検査の種類について

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第十四条の二第1項）

一号検査：構造・強度及び漏えいに係る検査

二号検査：機能及び性能に係る検査

参考：一号検査・二号検査の例

赤線の部分が申請範囲であり、使用前事業者検査を実施する範囲

一号検査：構造・強度及び漏えいに係る検査

→設工認で申請している材料や寸法等が現場に設置した設備と合致していることを確認する検査

二号検査：機能及び性能に係る検査

→設工認で申請しているポンプの流量等が実際に設置した設備で発揮できるか確認する検査

